

緊急事態宣言解除にともない、今後、新型コロナウイルス感染症の終息までは、感染拡大防止と社会生活を両立する生活様式が求められています。そこで、感染症対策に万全を期すため、コミュニティハウス事業は下記の指針をもとに対策を行うこととします。

※厚生省、文科省等のガイドラインをもとに作成しています。情報更新によって修正していきます。

1. コミュニティハウスの利用制限について

岡山市対策本部の方針にもとづき、コミュニティハウスでは以下のとおりとします。

- (1) コミュニティハウスで行う活動は、屋内で100人以下、屋外で200人以下とする。
- (2) 部屋の利用にあたっては、収容定員の半分以下で利用する。
- (3) 特に集団感染防止に注意が必要な活動については、「密閉」「密集」「密接」の3条件に配慮して行う。

2. 基本的な感染症対策の実施

コミュニティハウスの利用にあたって、次の取り組みをお願いします。

- (1) 感染源を絶つこと
 - ・コミュニティハウスに来られる前に、体温測定し、体調を確認してください。
 - ・発熱等の風邪の症状がみられる方、体調がすぐれない方は、来館をしないでください。
- (2) 感染経路を絶つこと
 - ・手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- (3) 清掃（消毒）の実施
 - ・各部屋やトイレなどのうち、特に多くの利用者が手を触れる箇所（ドウノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。



出典：首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月19日で示した『集団感染リスクを高める3条件が同時に重なる場』を避けるための提言

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
- (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
- (3) 近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える（密接しない）

◎専門家会議の提言等を踏まえ、コミュニティハウスにおいては以下のような対応を行うことにします。

(1) 換気の徹底（密閉しない）

- ・こまめな換気を実施する。
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開けること。窓が1つの場合は入口ドアを開ける、換気扇を回すなどで換気を行うこと。
- ・空調設備は適正に維持管理して利用しつつ、適宜換気を行うこと。

(2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- ・部屋の使用に当たっては、収容定員の半分以下で利用すること。
- ・屋内で行う集会やイベントが100人以下であること。
- ・人との距離は、できるだけ2m（最低1m）とること。そのため、長机に一人ずつ着席する、椅子だけにするなど席の配置を工夫すること。
- ・着替えをする時に密集が起こらないよう工夫すること。

(3) 近距離での会話や身体的接触を避ける（密接しない）

①近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等

- ・会話や発声等が必要な場面でも飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなど咳エチケットを徹底すること。

②直接手と手の接触を伴うことや身体的接触のある活動は行わないこと。

- ・部屋の使用後は清掃を行うこと。
- ・共用しなくて済むものは、参加者が持参すること。（マイカップなど）
- ・身体的接触を伴う活動は当面行わないこと。

※ただし、幼児対象の活動は、保育・保健所の指針を参考に感染予防対策を講じて行うこと。

(4) 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

下記の活動については、飛沫感染や接触感染に対する危険が他の活動より大きいため、集団感染リスク拡大3.(1)(2)(3)の対策とともに、以下の配慮も行ってください。

① 大声を出すこと、呼気が激しくなる室内運動での配慮。

- ・なるべく、室内で大声や呼気が激しくなる行為は控えること。
- ・人と人の距離を十分(2m以上)とり、対面での活動を行わないこと
- ・「密閉」「密集」「密接」の三条件に配慮して行うこと。

※芸術、スポーツについては、文化庁、スポーツ庁の指針を参考に感染予防策を講じること。

- ② 調理・会食は、対面着席したり、会話しながら飲食したりすることは避けること。
- ・ 混雑しないよう人数制限をかけること。
 - ・ 調理器具、食器、テーブル、イス等の消毒を徹底すること。
 - ・ 利用者の体調管理、手指消毒を徹底すること。
 - ・ できるだけ2 m(最低1 m)の間隔をあけて座席を配置すること



4. 参加者と連絡先の把握の徹底

- ・ 会議等の主催者に、参加者名簿を作成するなど参加者とその連絡先を把握するよう徹底すること。（感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置です。参加者名簿は、会議等の主催で管理してください。）

5. 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(以下「チェックリスト」)の活用について

- ・ コミュニティハウスを利用する方は、活動における感染症拡大の危険を確認し、前記2.、3.、4.をもとに感染予防対策を検討し、チェックリストを利用に際しての対策の確認用にご活用ください。

6. 新型コロナウイルス感染症に関連する差別の防止

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

(参考) 収容人員の算定方法 (消防法施行規則第1条の3)

公会堂、集会場等

- ・ 固定式のいす席を使用する者の数。
 - ・ 立ち見席を設ける部分については、その部分の床面積を0.2 m²で除した数。
 - ・ その他の部分 (ます席、大入場などのすわり席、移動いすを使用する客席など) については、その部分の床面積を0.5 m²で除した数
- (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮 (密集しない)